

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1) 株式会社山口建設 大宜味村字喜如嘉 9 9 2-2

47-001411 代表者 山口 裕

(土木特A、建築特A、ほ装A、しゅんせつ工事、防水工事、水道施設工事、解体)

(2) 株式会社丸浩重機工業 南城市大里字古堅 7 5 2-1

47-008905 代表者 比嘉 俊浩

(土木A、建築D、鋼構造物工事、ほ装A、しゅんせつ工事、水道施設工事、解体)

2 指名停止期間

令和3年7月2日 ～ 令和3年8月1日 (1か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)

4 事実概要

(株)山口建設が受注した、北部土木事務所発注の「田嘉里川樋門修繕工事(R2)」において、令和3年3月10日午前10時58分頃、一次下請け((株)丸浩重機工業)作業員が撤去した腹起し材の連結部プレートの取り外し作業時において、切梁・腹起し材を上下に重ねた状態でガス切断機を用いてボルトの切断を行ったところ、腹起し材が崩れ右足先を挟み、負傷した。

5 指名停止措置理由

当該事故については、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならなかったが、当該措置が講じられていなかったことは安全管理の措置が不適切であったと認められる。

このような状況で事故が発生し負傷者を生じさせたことについては、本県指名停止等措置要領別表第1第7号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内